

思恩田州叛乱始末記

——明代中期広西右江流域における
土官・土目の叛乱と改土為流——

谷口房男

はじめに

- 一 思恩・田州二府の沿革
 - (1) 地理沿革
 - (2) 土官沿革
 - 二 思恩・田州二府の叛乱
 - (1) 岑濬の乱
 - (2) 岑猛の乱
 - (3) 盧蘇・王受の乱
- おわりに

はじめに

中国における歴代王朝は、辺疆の非漢民族地域に対して、いわゆる「夷を以て夷を制す」といった統治方法を採用した。とくに西南中国の非漢民族地域に対して実施した方法は、唐・宋代における羈縻州の設置（羈縻政策）であり、元・明・清代における土司制度であった。

明初、広西西部右江流域の非漢民族集居地域では、前代に引継いで土官岑氏一族による統治が行われていた。とこ

ろが、明代中期に至ってこの地域の思恩・田州二府において、わずか半世紀の間に土官・土目によるところの三つの叛乱が相継いで起きており、明朝はそれへの対応を通してこの地域の土官統治に対して改土為流を実施し、徐々に支配を強化していったのである。

こうした思恩・田州二府における土官・土目の叛乱と明朝の対応について少しく検討を加えてみようと思う。ここでまず右江流域に位置した思恩・田州二府の地理と土官の沿革をみていき、ついで土官・土目の叛乱と明朝の対応についてみていくこととする。かかる検討を通して、明代広西西部右江流域における土司制度、とりわけ改土為流の実態を明らかにしていきたい。また土司制度の実施と地域的特殊性との係りをみていく一助としたい。

ここで取上げる土官・土目の叛乱とは、明代中期の弘治半ばから嘉靖初年までの約半世紀間に思恩・田州二府を舞台として起きた、(1) 思恩軍民府土官岑濬の乱、(2) 田州府土官岑猛の乱、(3) 思恩・田州二府の土目盧蘇・王受の乱である。

ところで、明代広西における非漢(少数)民族の叛乱としては、大藤峽の農民叛乱が最も著名なものである。この叛乱については、已に中国人研究者によって多くの研究が行われている。⁽²⁾しかし、本稿で取扱う思恩・田州の叛乱に

ついては、従来殆んど取上げられることがなかった。⁽³⁾また非漢民族の叛乱と土司制度あるいは「改土帰流」との関係については、殆んど顧みられることがなかった。⁽⁴⁾

なお本稿において非漢民族の一つの行動を「叛乱」あるいは「叛」・「乱」と表現するのは、当時の文献史料に「作乱」・「為叛」・「叛寇」などと記されていることによるものである。その実態は時に漢民族(支配者)の非漢民族への圧迫・抑圧に対する、非漢民族の漢民族への反抗・抵抗であることが多い。また乱叛の「討伐」・「征討」とは、非漢民族の反抗・抵抗に対する漢民族(支配者)による彼らへの弾圧・鎮圧と称すべきものが多いのである。一方、本稿で取扱うような土官・土目の内訌や対立・抗争についても当時の史乘には叛乱と記されているのである。

明代広西における非漢民族の「叛乱」をみていく場合には、いわゆる土官統治地域におけるそれと、流官統治地域におけるそれを区別してみる必要がある。また「叛乱」の担い手である反抗主体が、いかなる層の人々によって構成されたものであるかを明確にしておかなければならない。例えば、大藤峽・八寨の乱は、流官統治地域における非漢民族(主として瑤族と壮族……なお本稿では、当時の史料にみえる「瑶族・撞族」という語を用いることが多い)農民が主体である。⁽⁵⁾本稿で取扱う思恩・田州二府の叛乱は、

土官統治地域における土着人上層部の土官・土目を中心とするものである。ここに両者は性格を異にするものであり、この点についてさらに明確にしておくために、土官・土目の叛乱を以下に検討していくこととする。

一、思恩・田州二府の沿革

明代における広西西部の右江流域に位置した思恩・田州二府の地理と土官の沿革について、その大略を概観しておきたい。

(1) 地理沿革

思恩府の地理的沿革については、『明史』卷三一八・広西土司伝・思恩の条に、

漢属交趾。唐为思恩州。属邕。乃澄州止戈原地。宋開宝間。廢澄州。以止戈・賀水・無虞三県省入上林。治平間。以上林之止戈入武縁。隸邕。元属田州路。歴代羈縻而已。

とあり、元代までの思恩州についての沿革が記されており、また同書卷四五・地理志・広西の条に、

思恩軍民府。元・思恩州。洪武二年。属田州府。後属雲南廣西府。永樂二年八月。直隸廣西布政司。正統四年十

思恩田州叛乱始末記(谷口)

月。升為府。六年十一月。升軍民府。(略) 領州二(奉議州・上映州)。県二(上林原・武縁原)。

とあり、明代における沿革がのべられている。

羈縻州としての思恩州は唐代に初めて設置され、宋代にはそれを受継いで邕州に隸属していたが、元代には田州路に属した。明の正統四(一四三九)年十月に思恩府に改められ、同六年十一月に思恩軍民府に昇格されている。⁽⁶⁾⁽⁷⁾⁽⁸⁾

ここで注目すべきことは、明代になって行政区画の昇格(州↓府↓軍民府)のみならず思恩州の統属関係(田州府↓雲南廣西府↓廣西布政司↓自立)が幾度となく変更されている点である。このような変更は、思恩州(↓府↓軍民府)における土着人上層部(土官・土目)の動向と明朝の対応と密接に係るものであり、次節においてみていくこととする。

田州府の地理的沿革については、『明史』卷三一八・広西土司伝・田州の条に、

古百粵地。漢属交趾郡。唐隸邕州都督府。宋始置田州。属邕州横山寨。元改置田州路軍民総管府。明興。改田州府。省来安府入焉。後改田州。領県一。曰上林。

とあり、また同書卷四五・地理志・広西の条に、

田州。元・田州路。洪武二年七月。為府。嘉靖七年六月。降為州。徙治八甲。而置田寧府於府城。八年十月。府廢。

州復還故治。直隸布政司。

とある。すなわち、鞏慶州としての田州は宋代に初めて設置され、邕州横山寨に隸属し、元代には田州路軍民総管府に改められ、明代に入って洪武二(一三六九)年七月に田州府に改められ、嘉靖七(一五二八)年六月にその一部を割きて田州に降格され、のち府の廃止に伴って広西布政司に直隸し、一部は田寧府に改められたが、翌八年十月に廃止された。なお明初、田州府には四つの統属州があった。そのうちの上隆州(成化三年廃止)・恩城州(弘治末年廃止)は布政司へ、帰德州・果化州は弘治十八(一五〇五)年に南寧府に改属された。また統属県の上林県は思恩府へ改属された。このような田州府から一部が田寧府への改名そして廃止、一部が田州への降格、また統属州のすべてが他へ改隸されるといった田州府の統轄力の削減・縮小は、いずれも本府における土着人上層部(土官・土目)の動向と明朝の対応とに密接に結びついたものであり、思恩府の動向とともに次節において検討することとしたい。

ところで、明代中期における思恩・田州二府の戸口・領域の規模および民族構成についてみるに、嘉靖版『広西通志』巻五六・外志・夷情・弘治十八年の条の注に、
布政使龐泮檄爾濬受朝廷之恩。襲蔭土官之職。洪武初年。即令爾先世岑永昌為知州。居民僅八百戸。洪熙元

年。乃増獠民七百戸与之。宣德三年。又以上林・武緣谿洞獠民一百八十戸益之。正統五年。陞為府。十年。又増以八仙洞獠・獠六百六十戸。十二年。改為思恩軍民府。其衙門。自州而陞為府。其土地。自八百戸增至二千三百四十戸。其官職。自五品而進四品。其世受朝廷之恩可謂深矣。皆由爾瑛敬順天道勤勞王事。爾父遜恪守厥職不敢為非。故能安富貴保障地方。至今為土官之首称也。

とある。これは後述する如く、弘治十八(一五〇五)年に思恩軍民府土官知府岑濬の叛乱を総督都御史潘蕃が討伐した時の広西布政司龐泮の檄文の一部である。ここには思恩軍民府の戸数が示されており、明初に僅か八百戸であったものが、幾度か周辺の獠・獠(非漢民族)を編入して、弘治年間には二千三百四十戸に至ったとしている。田州府の戸口については、史料より明確にし得ないが、田州については諸書に散見する。

思恩・田州二府の領域とその規模を知る手懸りとなるものとして、思恩府の場合には城頭があり、田州の場合には甲がある。後述する如く、嘉靖七(一五二八)年に王守仁が二府の土目盧蘇・王受の乱を平定した後当地への対策・措置として、思恩府には八十五城頭を九の土巡検司に分けて土目に統べさせ、田州府に対しては、四十八甲のうち八

甲をもって田州を添設し、残りの四十甲を田寧府と改め十八の土巡検司に分けて土目に統べさせた。こうした城頭・甲がどのような区画単位であるかを具体的に示し得ないが、『殿學要纂』に示された図から推して、非漢民族の集落を示す単位とも想像される。

ともあれ、城頭・甲や二府の土巡検司の名称が明示されており、その多くは『殿學要纂』や(嘉靖・万曆二版)『広西通志』に図示されている。その位置をそれぞれ現在地に比定すれば、二府の領域と規模は明らかになるであろう。しかし現段階では、とりわけ城頭・甲について個々の比定を行うに至っていない。とはいえ、明代における思恩府は、ほぼ今日の広西チワン(壮)族自治区西部にある右江の支流たる武鳴河流域の武鳴県を中心として、その上流一帯の地であり、田州府は同自治区の右江流域の百色を中心として、田東・田林等の諸県に比定されるであろう。

さて、明代における土官統治地域での非漢民族把握の仕方については、その具体的方法を明確にし得ない。しかし当地においてもいわゆる「里甲制」が実施されたであろうことを窺わせる記事が極めて僅少ではあるがみられる。例えば『明武宗実録』巻七七・正徳六年七月癸酉の条に、

広西思恩府以岑濬之乱。既更設流官。守臣議。請知府而下設同知一人。清軍兼督糧。通判一人。捕盜附郭。

思恩田州叛乱始末記(谷口)

設県名鳳化。知県・典史各一人。白山等十四堡。改編里甲。革府知事。改設照磨一人。司獄一人。府学増訓導一人。及設陰陽・医学。

とあり、弘治十八年に土官知府岑濬の乱を平定した後には改土為流を行い、体制を整える一環として里甲の改編が実施されたようである。なお思恩府の里数については、嘉靖版『広西通志』巻五〇・外志・思恩軍民府の条には「編戸二十里」とある。果して漢民族集居地域における里甲制の施行方法と同様であったか否か、その実態を明らかにし得ない。先述の思恩軍民府の戸数の中に、獠民七百戸あるいは獠・獠六百六十戸などある如く、思恩府における民族構成の一端を知る手懸りとなり得るが、より具体的な状況については明らかにし得ない。ただ思恩府における戸口数が、先に示した数字を越えるものであることは十分に推測されることである。なぜならば、当時において非漢民族(獠・獠)の戸口を把握する場合には、いわゆる熟獠・獠と生獠・獠とに区別され、一般的には熟獠・獠が編籍されて、生獠・獠は編籍されなかったようである。かかる状況について、明・章潢撰『圖書編』巻四九・獠獠獠獠諸夷種類考に、

其在広西。則有獠・獠・獠・蛮之号。曰獠者。(略)曰獠者。慶遠・南丹谿峒之人。呼為獠。初未嘗至省地。

元至元間。莫国麒獻圖納土。命為慶遠等処軍民安撫使。自是種人方入省地。今貴之荔浦・修仁・永福最多。在宜山・辺境及思恩者。近日編入版籍。謂之熟獠。性略馴遠者。謂之生獠。梗化不可制服。在忻城・荔浦及天河南北・西郷・永順・永定二長官司者。尤為兇狼。

とあり、また明・唐順之撰『広右戦功録』に、
熟獠者。界漢人・生獠。獠間。陽附官軍。而陰附賊。或官軍勢盛附官軍。賊勢盛附賊。以為常。
とあり、さらに明・諸匡鼎撰『獠種伝』に、

獠有數種。有生獠。有熟獠・白獠・黒獠。生獠在窮谷中。不与漢通。熟獠与漢民錯処。或通婚姻。白獠大類熟獠。黒獠大類生獠。

とある。当該地域における非漢民族の省地(漢地・漢土)で漢民族と雜居して通婚するもの、あるいは隣接して居住する者が熟獠・獠であり、大山窮谷に居住する者を生獠・獠として区別している。なお嘉靖版『広西通志』序文に、
広右邊在西陲。民夷雜処。為民者四。士事諸書。農業耕稼。工作器用。商通貨財。(略)為夷者亦四。獠・獠・狽・獠。熟者供賦役。生者習探掠。古謂雕題者。此皆其種。与郡邑民夷相半者。流官治之。概為夷者。土官治之。

とある如く、熟獠・獠は編籍されて賦役を負担しているの

である。このような非漢民族の居住地に土司制度が実施され、やがて漢夷雜居地域の拡大に伴って改土為流が行われるのである。

(2) 土官沿革

思恩・田州二府はともにも明代中期まで土官知府によって統治、いわゆる土司制度の実施されていた地域である。まづ明代における田州府の土官知府初任状況について、『明太祖実録』卷三二・洪武元年秋七月己巳の条に、

廣西左江太平府土官黃英衍・右江田州府土官岑伯顔等遣使齎印章。詣平章楊璟降。

とある。朱元璋の派遣した征南將軍廖永忠や湖広行省平章楊璟らによって廣西が明朝の版図として完全に繰込まれるのは、この洪武元年七月であり、その一環として左右両江の土官たちが明朝へ帰順しているのである。なお岑伯顔を田州府土官とするは、元の田州路安撫總管とすべきであろう。というのは、同書卷四三・洪武二年七月丁未の条に、

廣西右江田州府土官岑伯顔・永安府岑漢忠・向武州黃世鉄。左江太平府黃英衍・思明府黃忽都・竜州趙帖堅。各遣使奉貢馬及方物。詔以伯顔為田州府知府。漢忠為永安府知府。世鉄為向武州知州。英衍為太平府知府。忽都為思明府知府。帖堅為竜州知州兼万戸。皆以

世襲。

とある如く、洪武二年七月に田州府に改められ、その土官知府に岑伯顔がなり、その後世襲を許されたからである。

一方、思恩州(↓府↓軍民府)の土官知州の初任者は、『土官底簿』卷下・廣西・思恩軍民府の条に、

知府岑永昌。原係思恩州在城籍。係本府土官知府岑堅第三男。前元有兄岑永泰。随父岑堅同詣軍前納款。洪武二年。領降思恩州印信。与兄岑永泰任知州。故無兇男。岑永昌係弟告襲。除故兄知州職事。

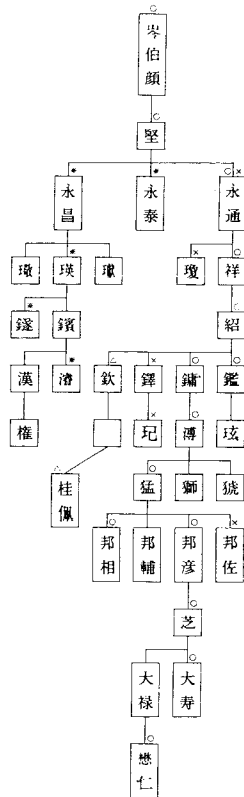
とあり、また万曆版『広西通志』卷三・思恩府疆域の条に、

本朝洪武初。土官岑永昌歸附。授思恩知州。仍属田州。とあり、田州府知府岑堅の子・岑永泰を初任とするものと、その弟・岑永昌とするものがあるが、『土官底簿』

以外は岑永昌としている⁽²⁰⁾。その後、岑永昌の子孫が世襲し、弘治十八年の岑濬の乱平定まで続いた。

田州知府岑伯顔の一族は、思恩府をはじめとして上隆州・恩城州・武靖州の土官知州となっており、明代中期まで右江流域を中心とした広西西部における一大勢力を形成していたのである。いま『土官底簿』を初めとして、『明実録』・『明史』廣西土司伝(嘉靖版・万曆版)『廣西通志』などによって、岑氏一族の世系をまとめたものが左記の表である。(なお女性には本表から省略されている)

以上にみてきた如く、思恩・田州二府は、廣西西部の右江流域に位置し、左江流域の太平・思明二府をはじめとした土州県と同様に非漢民族の集居地域であり、唐・宋代には羈縻政策が行われ、元・明・清代には土司制度が実施された、いわゆる「漢化」の比較的におくれた地域であった。



(○)田州土官、※思恩土官、×上隆州土官、↓武靖州土官、△恩城州土官

すなわち、この地域は、広西東部の如く王朝支配体制が直接的に及んだ(流官統治)地域に対して、間接的な形で徐に浸透した(土官統治)地域であった。かかる広西西部の右江流域に位置した思恩・田州二府は、明代中期の弘治半ばから嘉靖初年の約半世紀間に、土官・土目の内訌・対立といった叛乱と明朝の対応とによって、改土為流や土巡検司の設置などが繰返され大きく変質していった。以下にその状況をみていくこととする。

二、思恩・田州二府の叛乱

明代中期の弘治半ばから嘉靖初年までの約半世紀の間に、思恩・田州二府で起った三つの叛乱についてみていくこととする。

(1) 岑濬の乱

思恩・田州二府の改土為流の直接的契機となった思恩軍民府土官知府岑濬の乱について、その経緯と明朝側の対応についてみていきたい。

明初における右江流域で最大の土官勢力は、田州府土官知府岑伯顔の統治する田州府であった。やがて田州府に代って右江流域における最も強大な勢力を有するようになって

たのは、思恩府(州↓府↓軍民府)であり、岑濬の祖父に当る岑瑛の時からである。

『土官底簿』卷下・広西・思恩軍民府の条に、

(永樂)十八年。弟岑瑛襲職。殺賊有功。正統三年。

陞田州知府。仍掌思恩州事。四年。改為思恩府。岑瑛就授本府知府。殺賊有功。陞中大夫。十二年。復改為思恩軍民府。岑瑛仍任前職。殺賊有功。即陞正議大夫。天順元年七月。奉聖旨。岑瑛既歷練老成。累有軍功。不為例改陞都指揮同知。仍聽總兵鎮守官調用。還写勅与他知道欽此。故岑瑛襲職。

とあり、また嘉靖版『広西通志』卷五〇・外志・土官改流沿革・思恩軍民府の条に、

及都御史韓雍。委瑛領兵專守柳慶。大揚威武。賊遂潛迹。八年。忻城峒賊韋公黠。出寇賓州。雍調瑛。画策進剿。擒斬賊級四百五十名。奪回男婦四百八十余人。十二年。請以甲軍五千報效。政府為軍民府。瑛累立戰功。擢廣西右參政。後改武階。擢都指揮同知。進都指揮使。卒追進驃騎將軍。在任築城池。創廨宇。立學校。建祠廟。政績大著。伝子燧。

とあり、さらに『明史』卷三一八・広西土司伝、思恩の条に、

(成化)十四年。瑛卒。瑛自襲父職。頻年領兵於外。

多所斬獲。陞陞知府・參政・都指揮使。年且八十。尚在軍中。既卒。鏐以誥請。帝念其勞。特賜之。

とある。思恩州の初任土官知州である父岑永昌を永樂十八(一四二〇)年に嗣いだ岑瑛は、「殺賊有功」とか「頻年領兵於外」とある如く、軍功を重ねて官職を昇進された。その間、正統三(一四三三)年に彼は田州府知府となり、思恩州事を兼ね、同四年十月には思恩州が府に改められるに伴ってその知府となった。同六年十一月に軍民府に改められると知府となり、さらに十二年には儒学を設けて府内の教化に努めている。このように彼は成化十四(一四七四)年に八十歳で死すまでの約六十年間の在任中に、思恩府の基礎を築いた人物である。

こうした岑永昌・岑瑛父子が築いた思恩軍民府を受継いで土官知府となった岑濬は、その勢力を背景として周辺の諸勢力と対立・抗争を繰返した。

岑濬については、嘉靖版『広西通志』卷五〇・外志・土官改流沿革・思恩軍民府の条に、

燧死子濬襲。濬頗涉書史知吟咏。狡黠兇狼。左右少有過。動遭殺戮。積威所規。部下甚憚之。是以兵力雄右江。濬益驕蹇無忌。弘治十七年。以罪誅滅。自是改銓流官。

とあり、彼の人格とその野望の一端を窺うことができる。

思恩田州叛乱始末記(谷口)

弘治十八(一五〇五)年六月に明朝側の大規模な討伐をうけることとなる岑濬の乱とは、以下にみる如く周辺の土官勢力に対する干渉や攻撃といった土官知府岑濬によって惹起された一連の事件であり、それらを明朝側の官人が「叛乱」とみなし、征討を行ったものである。

岑濬の乱の中核をなすものは、弘治六(一四九三)年九月に田州府土官知府岑溥がその長子・岑琥によって暗殺され、その後嗣をめぐる兄弟対立に土目(頭目)をも捲込んだ内訌が発生した機に乗じて、岑濬が土目(黃驥ら)と結んで干渉・介入し、田州府の土官承襲にからむ内訌を一層混乱・拡大させた事件である。この事件は、後に田州府土官知府に就任した岑猛との対立・抗争を繰返す端緒となったものである。両者の対立・抗争の状況については、明・田汝成撰『炎徼紀聞』卷一・岑猛の条に、

弘治六年九月。琥以失愛弑溥江中。土目黃驥・李蛮。兇兵誅琥。既而驥・蛮有隙。驥以狂奔梧州。督府奏猛襲溥官。納之田州。兵備副使汪溥。慮蛮方命。乃檄思恩知府岑濬。以兵衛猛。濬方豪拳行兩江。驥遂路濬。脇猛分地界驥。始共往。猛不得已而從之。比至田州。李蛮拒不納。驥復以狂奔思恩。十一年。都御史鄧廷瓚檄濬歸猛。濬不從。尋遣副總兵歐磐・布政使程廷珙以兵徵之。濬始積猛。督府納之田州。与濬構鬻。不可居

解。是年七月。潘入田州殺李蜜。十五年十月。潘陷田州。猛走免。潘偽以族子洪守田州。

とあり、その大略を伝えている。なお『炎徼紀聞』は弘治十五年十月に岑濬が田州を攻撃したとするが、『明孝宗実録』卷二一〇・弘治十七年四月辛丑の条に、

廣西思恩府土官知府岑濬与田州府土官知府岑猛。積不相能累肆攻劫。転掠上林・武緣等県。死者不可勝計。至是濬攻破田州府。猛僅以身免。其家屬百五十人。皆為所虜。兩広総鎮等官以聞。兵部請調三広兵勦之。上從。

とあり、また嘉靖版『廣西通志』卷五六・外志・夷情・弘治十八年の条の注に、

是(弘治十六)年七月。又破工堯。九月。破田州。岑猛以数騎奔歸順州。濬擯廢猛官署。以土族岑洪為知府。俘猛祖母婁妻子女凡百二十九人。送思恩府。幽于別室。殺戮府境兵民男婦無算。

とある如く、岑濬が田州を攻略した大事件の年月について、三者がともに異っており確定し難い。

ともあれ、岑濬の田州攻略をはじめ上林・武緣等の諸県への攻撃は、弘治十八年六月に明朝の大規模な岑濬討伐を招くこととなった。都御史潘蕃は、兩広の官達軍・左右兩江の土官土兵・湖広の官軍土兵合わせて十萬八千人を率い

て六方から総攻撃を加え、一ヶ月足らずで岑濬の軍を壊滅させ、岑濬を殺して乱を平定した。⁽²²⁾なおこの時の明朝側討伐軍十萬八千人といった規模から推して、岑濬の勢力の強大さを知るのである。

乱平定後における思恩・田州二府に対する措置としては、『明武宗実録』卷四・弘治十八年八月己未の条に、

兵部集議。兩広巡撫等官奏。思恩府土官知府岑濬以叛誅。不宜再録。其後田州府土官知府岑猛。世濟兇惡。自陷府治。亦宜降徙。擬降猛千戶。徙福建沿海衛。分帶俸。而以二府改為流官衙門。遴選才望熟知夷情者。飯以方面職銜洩之。仍錫之勅以重其權。上是之。命吏

兵二部。公舉堪任者以聞。於是雲南知府張鳳・平樂知府謝湖。俱為廣西布政司右參政。掌二府事。鳳思恩。湖田州。各賜之勅。

とある如く、岑猛は福建沿海衛千戸に貶され、二府は流官に改められ、思恩府が張鳳により、田州府が謝湖によって統べられることとなった。さらに明朝の支配を強化する為に具体的な施策が検討された。その現れとして、先に引用したが、『明武宗実録』卷七七・正徳六年七月癸酉の条に、廣西思恩府以岑濬之乱。既更設流官。守臣議。請知府而下設同知一人。清軍兼督糧。通判一人。捕盜附郭。設県名鳳化。知県・典史各一人。白山等十四堡。改編

里甲。革府知事。改設照磨一人。司獄一人。府学増訓導一人。及設陰陽・医学。

とあり、官員の整備とともに新しく県を設置するなどの招撫・羈縻を具体化する為の措置がとられた。かかる明朝の諸施策に対して、思恩府では土着人上層部による反抗が繰返されていることを知る。例えば正徳九(一五一四)年正月に起きた土酋覃恩の乱と嘉靖三(一五二四)年九月に起きた土目劉召の乱は、その主なものである。

なお劉召の乱平定の状況について、嘉靖版『廣西通志』卷五六・外志・夷情・嘉靖四年の条に、

思恩府叛目劉召構乱。提督都御史盛応期遣官軍。討平之。

とあり、その注に

先是思恩府土官岑濬既誅。改設流官。以夷民編戸。諸酋以為不便構乱。再經勦定。至嘉靖元年。劉召復協衆。密招濬姪岑謙。謀復土官。守備都指揮孫震覺之。偕郡議下謙獄。謙陰遣家丁黃賢濟等糾兵劫獄。弗克謙死。召復欲立濬庶弟岑漢之子權。乃拋南海堡五里之地。有衆五六千人。又占武顯等三里。殺李煉等七人及生員章光。提督都御史張嶺檄。兵備副使鄧炳。參將李璋等。率兵進勦。(略)四年。都御史張嶺召還。盛応期代之。督攻益急。賊危蹙。乃謀誘守者為内応。以三月晦五

思恩田州叛乱始末記(谷口)

更。克之。焚其巢。召墜火死。函首詣軍門。余悉撫定。とある如く、劉召の乱は明朝が行った改土為流に対して、土官岑濬の一族の者を擁立してその復讐を企図したものであり、いわゆる明朝への反抗であったことを知る。かかる反抗も明朝の討伐によって失敗に帰したのである。⁽²⁵⁾

(2) 岑猛の乱

弘治十八年の岑濬の乱平定後の措置として、福建沿海衛千戸に貶されることとなった岑猛は、その任地への赴任を拒んで田州に停り、あくまで土官知府復讐を図った。⁽²⁶⁾一方、田州府事を掌ることとなった参政謝湖は、岑猛ら土着人上層部の反対にあって田州へ赴任することができないままとなった。⁽²⁷⁾

知府職への復讐を策した岑猛は、太監劉瑾に賄賂をおくって田州府同知となり、⁽²⁸⁾江西の華林洞賊の討伐などによって軍功を重ね、指揮同知へと転任して足固めを図った。

このようにして徐々に勢力を回復してきた岑猛は、先述の思恩府土酋覃恩の乱(正徳九年)⁽³⁰⁾や劉召の乱(嘉靖三年)に対して密かにその援助を行い、また正徳十三(一五一八)年八月には竜州の土官知州趙源の死に伴う相続争いに介入し、竜州を攻撃して混乱の拡大を図った。⁽³¹⁾さらに同十六(一五二二)年十月には泗城州を攻略して土官岑接を殺

すなどの行動を重ねた。一方で彼は嘉靖二（一五二二）年九月には岑榮を遣わし入貢して恭順の意を表している。³² こうした岑猛の土官知府復帰への一連の行動に対して、明朝は岑猛の乱として嘉靖五（一五二六）年四月に岑猛討伐の挙に出たのである。『炎徴紀聞』卷一・岑猛の条に、

嘉靖五年四月。鎮倭総兵官朱麒等。發兵八万。以都指揮沈希儀・張経・李璋・張佑・程璧等。五將軍統之。分道並進。猛謂其部下曰。岑氏世荷天恩。有罪可乞憐免也。兵至毋交鋒。乃裂帛書狀陳軍門。言蟻虱小臣。非有他意。惟天官察之。鎮不聽。督兵益急。猛長子邦彥。守工堯隘。沈希儀擊斬之。諸軍繼入。猛懼謀出奔。而歸順州知州岑璋。猛婦翁也。其女失愛屏居。璋欲藉此報猛。乃甘言誘猛走歸順。鳩殺之。斬首歸官軍。

とあり、岑猛はこの九月に帰順州に奔つて岑璋に殺された。³⁴ この岑猛の乱平定の捷報が明朝中央に報告されたのは、翌六年正月であった。³⁵ この時の両広都御史姚鏞が夷情に精通した沈希儀およびその部下趙臣さらに帰順州土官知州岑璋らを用いての岑猛討伐の周到なるさまは、岑猛の勢力がいかに強大であったかを改めて知らされるのである。とくに彼が叛するや向武・奉議・那地ら七州の土官がこれに加担しているのである。³⁷ 岑猛の乱平定後の嘉靖六年二月には、都御史姚鏞らによ

あり、奉議州の知州・吏員各一員を任命して先の判官を廃止すること。

以上の七事が提案され、いずれも承認実施にうつされることとなった。『明世宗実録』卷七四・嘉靖六年三月辛巳の条に、

改設広西田州府流官。陞福建延平府知府陳能為廣西布政使司右参政。管府事。全州同知張華為同判。宣化県丞沈注為推官。俱從兩広提督姚鏞奏也。とあるは、その具体化の一環なのである。

(3) 盧蘇・王受の乱

岑猛の乱平定後に明朝側が行った諸施策に対して、土着の非漢族上層部はどのように対応したのであろうか。

乱平定後の田州の状況について、『炎徴紀聞』卷一・岑猛の条に、

未幾。田州土目盧蘇。糾思思土目王受等。挾邦相反。兩江皆震。

とあり、田州・思思二府の土目盧蘇・王受らは、岑猛の第四子・岑邦相を擁して田州に叛した。この間の経緯については、『明世宗実録』卷七四・嘉靖六年三月乙未の条に、初岑猛既誅。都御史姚鏞已奏。將田州府改設流官。而留參議汪必東・僉事申惠・參將張経。以兵万人鎮其地。

思恩田州叛乱始末記（谷口）

つて田州府に対する事後措置が検討された。まず弘治十八年に改土為流を断行しながらもその実効の上らなかつたことから、その徹底化を図ることとなった。その具体化として田州府に流官の知府・通判・推官・經歷・知事の各一員を任命し、それぞれに政務を分掌させることである。³⁸

ついで姚鏞は「善後七事」を提案している。すなわち、
(一) 田州府は諸夷雜居して対立が繰返されているので、參將一員を選任し兵を訓練させてその防禦に当らせること。
(二) 大小の頭目（土目）は名称が一定しないので、漢法によつて千夫長・百夫長の名に改め、その俸給を規定によつて与えるとともに節減を図ること。
(三) 学校が久しく廢止されていたので、それを設置して官師は修明・教化し、よつて夷風を変えらるること。
(四) 官署の倉庫を設置するには、賊党の家屋を毀してその材でもつて造ること。その経費は公金でもつて賄い、科擾しないようにすること。
(五) 平乱の後、公私ともに匱乏するも、嘉靖四年以前の未納な税糧は免除し、五年以後のものは暫く徵收を停止すること。
(六) 流官に改めるには必ず倉庫・司獄・陰陽・医学の官を置き、各々に印記を与えて体制を整えること。
(七) 奉議州の土官知州は岑猛の賊に殺されて後嗣がないために判官一員のみ設置されていた。田州府が流官に改められることでも

知州王熊兆署府事。会必東・惠皆移疾他駐。独経・熊兆在府。而兵漸分散。防守稍懈。於是其党盧蘇・王受等。乃為偽印誑言猛在。且借交趾兵二十万。以圖興復。夷民信之。

とある。この乱が明朝の改土為流に反抗して、土官復帰を企図するもの（抵抗）であることを知る。ここで留意すべきことは、彼らの挙兵に当って交趾（大越・ベトナム）の兵二十万を借り受けて援軍としたことである。⁴⁰ 先に岑猛が叛した際に、明朝側は彼が交趾へ逃れることを恐れた。それ故に帰順州土官知州岑璋らを用いて策略を弄してそれを阻止させたのである。⁴¹ 明朝はたえず広西西部の左右両江の土官勢力と交趾との結びつきを警戒したのであり、それ故に当該地域への経営に意を払ったのである。すなわち、広西西部の土官設置地域は地理的に交趾・雲南と隣接する地であり、明朝のこの地域への対応が単に当地の非漢民族対策に限定されるものでなく、対外的な面と密接に結びついたものであることを知る。⁴³

ところで、盧蘇・王受らの乱は、田州府にとどまらず思恩府城の攻撃へと拡大していった。⁴⁴ そこで明朝は姚鏞らの施策の失敗とみなし、王守仁の起用を決定する。その前後の状況については、『明史紀事本末』卷五三・誅岑猛の条に、
(嘉靖)六年五月。盧蘇・王受反。有自右江来者。岑

猛突不死。糾安南莫氏入寇。陷思恩矣。藩省且暮当不保。於是靖江諸宗室倉皇出奔。人情惶懼。藩臬諸司素銜姚鑣者。又倡言猛突未死。鑣為婦順所紿。御史石金聞之。遂刻鑣攘勦無策。輕信罔上。因田州不得。並思恩而失之。帝大怒。藩鑣職。以王守仁代之。

とあり、また『明世宗実録』卷七七・嘉靖六年六月丙午の条に、

提督兩広軍務都御史姚鑣乞致任許之。賜馳馭歸。廷臣會推王守仁代鑣。上報允。

とある如く、姚鑣に代えて王守仁(陽明)を起用することとなった。なおこの時王守仁は病氣などを理由として登用の辞退を申入れたが聴入れられることなく、嘉靖六年十一月に梧州に至り、その対策を検討している。ところが、王守仁はここで一転して盧蘇・王受らに対して招撫・懐柔策をもって処したのである。

『明史』卷一九五・王守仁伝に、

(嘉靖六年)十二月。守仁抵潯州。會巡按御史石金定計招撫。悉散遣諸軍。留永順・保靖土兵數千。解甲休息。蘇・受初求撫不得。聞守仁至益懼。至是則大喜。守仁赴南寧。二人遣使乞降。守仁令詣軍門。二人竊議曰。王公素多詐。恐給我。陳兵入見。守仁數二人罪。杖而釈之。親入營撫其衆七万。奏聞於朝。陳用兵十書

・招撫十善。因請復設流官。量割田州地。別立一州。以岑猛次子邦相為吏目。署州事。俟有功擢知州。而於田州置十九巡檢司。以蘇・受等任之。並受約束於流官知府。帝皆從之。

とあり、王守仁は七年二月に盧蘇・王受らの乱に対して「用兵十善、招撫十善」をのべ、招撫・懐柔策をとることとした。さらに田州・思恩府に対する措置として、まず田州府には、(1)田州を田寧府に改めて流官知府を置き、(2)田州府の八甲を割いて田州とし、岑猛の子・岑邦相を州判官に命じて州事を統べさせ、(3)田寧府の四十甲を二ないし三甲に分けて十八の土巡檢司を設置し、それぞれに盧蘇ら土目を土巡檢に任命して統轄させること。思恩府に対しては、思恩府の八五(九六)城頭を分けて九の土巡檢司を設置し、王受ら土目を土巡檢に当てること。

一方、七年三月に王守仁は盧蘇・王受らに大藤峽・八寨の賊討伐の随征を命じ、五月には征討が断行され、その平定後に彼らの功を称えて明朝廷に報告している。

このような王守仁の盧蘇・王受らの乱に対する措置は、明朝廷内における礼部侍郎桂萼・兵部侍郎張璠らの批判するところとなった。

王守仁は思恩・田州二府の乱を平定し、ついで大藤峽・八寨の賊を平定して北帰の途についていたが、この年十一月に

江西の南安に没した。彼はこの時五十七歳であった。彼の死後、彼のとったこの時の盧蘇・王受らに対する措置は、極めて姑息な方法であったとの批難が行われている。

王守仁の後をついだ林富は、守仁の策を継承した。殊にこの地域において一挙に流官に改めることの不利を説き、土官・土目ら土着勢力に依拠し、それを利用して統治することの利を認めた施策が遂行されたのである。

その後の田州府は、田寧府に改められ流官による統治をすすめようとしていたが、嘉靖八年十月に田寧府を廢止し、十八土巡檢司に委ねられた。一方、田州は州判官となった土官岑邦相によって州事が掌られた。ところが、嘉靖十三(一五三四)年九月に土巡檢盧蘇らによって岑邦相は殺され、岑邦彦の子・岑芝があとをついだ。田州はかくの如く土官・土目らによる対立・抗争を繰返し、明朝はこうした動きに乗じて土官の権限を徐々に縮小させながら流官による支配を拡大していったのである。

思恩府に対しては、流官の知府と九土巡檢司の土官による分割支配といった二本立ての体制を続けていったのである。

おわりに

思恩田州叛乱始末記(谷口)

以上に見てきたことをまとめると、明代中期まで広西部の右江流域において強大な勢力を有していた思恩・田州二府の土官岑氏は、土官の後嗣をめぐる内訌や土目を捲込んでの対立・抗争を繰返し、また思恩・田州二府が相互に對立・抗争あるいは干渉・介入を行った。かかる二府における土官・土目の對立・抗争を契機に明朝はこれを叛乱とみなし、招撫・羈縻政策遂行の好機として時に大軍を派遣して征討を加え、改土為流を実施する。しかし土着人上層部(土官・土目)の反発にあつて改土為流は不徹底なものに終り、彼らによる土官支配の復帰を企図する反抗が繰返される。そうした動きに対して明朝は再度討伐を行い、部分的に改土為流の徹底化を図り、一方で土巡檢司を併設して当該地域の支配を土着人上層部に委ねるといった分割統治方式を採る。それ故にこの地域における完全な「改土帰流」は、清末まで待たねばならなかったのである。

なお土官・土目の叛乱についてみてきたが、彼らとの行動を共にすることを強いられた土兵・土民については、全くふれることがなかった。また土官・土目を含めた非漢民族社会内部の分析についても殆んどふれることがなかった。これらの点については今後の課題としたい。

(一九八一・一一・一五)

註

(1) 本稿で用いる土官・土目について、簡単に私見をのべておきたい。土目とは、非漢民族社会における一定集団(聚落)内での頭目であり、当時の史乘に「頭目」「族目」「土目」「府目」「州目」「土酋」とみえるものの総称として用いた。ところで、土官とは非漢民族社会(一部に漢族も雜居する)を統治するための官職に土着の非漢民族(極めて稀であるが漢人がなる場合もある。……粟冠昌氏「広西土官民族成份初探」『民族団結』一九六三年第二期・三期合併号)参照)で任官した人のことである。時に非漢民族統治のための官職名・官署名・職掌を指すことがあるが、少くとも明代中期までは、上記の如く規定して大過ないであろう。

なお改土帰流について、明代中期までの史料には「改土為流」「改土易流」とあって「改土帰流」としてはいない。ともあれ、本稿は土司制度そのものについて検討することを主題としていないために、これらの私見についての論拠は別に提示したいと考えている。

(2) 莫世祥氏「明代広西大藤峽瑶族人民的反孔闘争」(『歴史研究』一九七五年第二期)、壮寧氏「王陽明的反革命両手及其心」(『学』一掲露王陽明鎮庄広西瑤・壮族人民起義的罪惡面目」(『歴史研究』一九七五年第四期)、広西壮族自治区文物工作队「大藤峽瑤・壮族農民起義的革命遺址和文物」(『文物』一九七六年第四期)、張頭清氏「王陽明鎮庄農民起義的反革命策略批判」(『中国農民戦争史論叢』第一輯、山西人民出版社、一九七八年)、楊宗鑾氏「大藤峽瑤

族農民起義」(『思想解放』一九八〇年第三期、のち「復印報刊資料『中国少数民族』一九八〇年第六期」所収)など参照。

(3) 粟冠昌氏「広西土官制度的積極的作用和消極影響」(『民族研究』一九八一年第三期)の中で、本稿が取扱う叛乱について言及している。わが国では、僅かに(3)土目盧蘇・王受の乱について、王守仁(陽明)の治績を論及する際に扱われるのみである。例えば岡田武彦氏「王陽明文集」(『中国古典新書』第五三卷、明德出版社、一九七〇年)、谷光隆氏「王陽明」(『中国人物叢書』第二期第七卷、人物往来社、一九六七年)など参照。

(4) この点に関連する明初雲南における一事例として、喜田幹生氏「麓川蛮百夷の叛乱について―明初平滇工作の諸相と土着対応―」(『東南アジア―歴史と文化―』第一〇号、一九八一年)がある。

(5) 註(2)。

(6) 林富・黄佐等編『広西通志』(嘉靖一〇・一一年刊、内閣文庫蔵本、以下に嘉靖版『広西通志』と略す)巻五〇・外志・土官改流沿革・思恩軍民府の条、『大明一統志』巻八五・思恩軍民府の条、『説史方輿紀要』巻一一・広西・思恩軍民府の条などは、いずれも正統五年とする。

(7) 嘉靖版『広西通志』巻五〇・外志・思恩軍民府の条、『土官底簿』巻下・広西・思恩軍民府の条は、正統十二年とする。

(8) 『明史』巻七六・職官志・土官の条に、「軍民府・土州・土県。設官如府州縣」とあり、土州・土県に対して土府

とするのではなく、軍民府とするを知る。

(9) 蘇潛編『広西通志』(万曆二十七年序刊、宮内庁図書寮蔵本、以下に万曆版『広西通志』と略す)巻三・思恩府疆域の条、『説史方輿紀要』巻一一・広西・思恩軍民府の条に引く「土夷考」も同様に伝える。

なお嘉靖版『広西通志』巻五〇・外志・土官改流沿革・思恩軍民府の条に、「戸口。前代無考。嘉靖元年。戸一千八百八十六。口一万二千七百零五。民戸一千八百五十。雜役戸三十七。男子七千五百七十五口。婦女五千一百三十口」とあり、万曆版『広西通志』巻一七・戸口・思恩府の条に「万曆二十二年。武緣県・興隆九土司。戸共三千九百六十。口四万三千五百八十三。武緣県。戸二千九百六十六。口二万九千三百三十五。興隆等九土司。戸一千八百六十四。口一万四千二百四十八」とある。

(10) 嘉靖版『広西通志』巻五二・外志・土官沿革・田州の条に、「戸口。戸六千三百八十九。口三万三百二十九」とあり、万曆版『広西通志』巻三二・外夷志・右江土官・田州の条も同様に伝える。『説史方輿紀要』巻一一・広西・田州の条に、「編戸十里」とある。

(11) 『王文成公全書』巻一四・別録・奏疏・処置平復地方以図久安疏参照。

(12) 註(1)および沈修等編『殿學要纂』(万曆三〇年刊序、内閣文庫蔵本)巻四の思恩九司図によれば、興隆土巡検司一七(一六)城頭……土目韋貴、那馬土巡検司一六(一六)城頭……土目蘇閑、白山土巡検司一七(一五)城頭……土目王受、定羅土巡検司一二(一二)城頭……土目徐五、旧

思恩田州叛乱始末記(谷口)

城土巡検司一一(一一)城頭……土目黄石、下旺土巡検司一(一一)城頭……土目韋文明、安定土巡検司六(六)城頭……土目潘良、都陽土巡検司一(五)城頭……土目王留、古零土巡検司四(四)城頭……土目覃益となっており、合計八五(九六)城頭である。()内は『殿學要纂』巻四の九司図中の城頭数を示したものである。両者の間に差異のあるものは、王守仁のそれが嘉靖七年であり、『殿學要纂』の数字は万曆年間のものであり、その間による差異であろうか。

(13) 註(1)によってその内訳を示せば、凌時土巡検司四甲半……土目竜寄、碧馬土巡検司三甲……土目盧蘇、大田土巡検司三甲……土目黄富、万洞土巡検司二甲……土目陸豹、陽院土巡検司二甲……土目林盛、思郎土巡検司二甲……土目胡喜、累彩土巡検司三甲……土目盧鳳、怕何土巡検司二甲……土目羅玉、武竜土巡検司二甲……土目黄笋、棋甲土巡検司二甲……土目邢相、床甲土巡検司二甲……土目盧保、婪鳳土巡検司二甲……土目黄陳、下降土巡検司二甲……土目黄对、県甲土巡検司二甲……土目羅寛、篆甲土巡検司二甲……土目王萊、碧桑土巡検司一甲半……土目戴徳、思幼土巡検司一甲半……土目楊趙、侯周土巡検司一甲……土目戴慶とあり、十八土巡検司四十甲で、一土巡検司がほぼ二甲を単位に設置されていることを知る。

(14) 『殿學要纂』巻四にかかげられた思恩九司図には各司の城都名がすべて図示されており、また田州図に甲名が一部ではあるが図示されている。

(15) 黄開華氏「明代土司制度与西南開発」(『新華学報』第六

卷第二期、のち『明代土司制度』所収、学生書局、一九六八年) 参照。

- (16) 思恩軍民府は「編戸二十里」であるから、註(9)でみた嘉靖元年の戸一千八百八十六、口一万二千七百五によって、一里の戸数を求めれば約九三・三戸となり、一戸当り約六・七人(小数点第二位を四捨五入)となる。

- (17) 河原正博氏「『省地』・『省民』の意味について」(『和田博士古稀記念東洋史論叢』一九六〇年) 参照。

- (18) 『明太祖実録』卷三二・洪武元年七月戊子の条。

- (19) 『皇明世法録』卷八三・誅滅岑猛の条、『鴻猷録』卷一五・誅滅岑猛の条、『明史記事本末』卷五三・誅岑猛の条 参照。

- (20) 『明史』卷三一八・広西土司伝・思恩の条、(嘉靖・万曆版『広西通志』) など。

- (21) 『明史』卷三一八・広西土司伝・思恩の条および田州の条はともに、この事件を弘治十二年とするも、弘治六年と改めるのが妥当であろう。『明史』の依拠した『明孝宗実録』卷一四九・弘治十二年四月甲午の条は、まず「初」とあり、この事件を以前の出来事として伝えている。『炎微紀聞』卷一・岑猛の条をはじめ注(9)に掲げた諸書はいずれも弘治六年(九月)としている。

- (22) 『明武宗実録』卷二・弘治十八年六月丙辰の条。

- (23) 『明武宗実録』卷一〇八・正徳九年正月戊寅の条。

- (24) 『明世宗実録』卷四三・嘉靖三年九月甲申の条。

- (25) 『明世宗実録』卷五三・嘉靖四年七月癸酉の条。

- (26) 『明武宗実録』卷四三・正徳三年九月辛酉の条。

聞思恩已陥。岑猛糾交趾叛臣莫登庸反矣。省城且暮不保。靖江諸宗室洵洵流言。有挈家奔避者」とあり、また後に引く『明史紀事本末』卷五三・誅岑猛の条も同様に伝える。ところで、盧蘇・王受が借りた二十万の兵とは莫登庸の兵のことであろう。この時期(盧蘇・王受の叛した嘉靖六年三月)の交趾は黎氏大越国であり、まさにこの年の六月に莫登庸は黎氏大越国の恭皇に禅位を求めている。これによって黎氏大越国は莫氏に王位を篡奪されることとなった(一五三二年まで)。かかる状況の中で、果してこの年三月に莫登庸が盧蘇・王受らの求めに応じて二十万の兵を派遣することができたかは疑問なしとしない。

- (41) 『炎微紀聞』卷一・岑璋の条、『統文獻通考』卷二二九・田州始末の条。

- (42) 『王文成公全書』卷一四・別録・奏疏・赴任謝恩遂陳膚見疏 参照。

- (43) 註(3)の粟冠昌氏論文は、広西土官制度の積極的評価の一つとして、対ベトナム防禦の役割について強調している。このような評価は従来殆んど指摘されなかった点であり、とりわけ今日の「中越対立」と関わるものといえよう。

- (44) 『明世宗実録』卷七四・嘉靖六年三月乙巳の条。

- (45) 『明世宗実録』卷七八・嘉靖六年七月癸巳の条、『王文成公全書』卷一四・別録・奏疏・辭免重任乞恩養病疏 参照。

- (46) 『炎微紀聞』卷一・岑猛の条。

- (47) 『王文成公全書』卷一四・別録・奏疏・奏報田州思恩平

思恩田州叛乱始末記(谷口)

- (27) 『明武宗実録』卷三二・正徳二年十一月辛酉の条。

- (28) 『炎微紀聞』卷一・岑猛の条、『鴻猷録』卷一五・誅滅岑猛の条、『皇明世法録』卷八三・誅滅岑猛の条、『明史紀事本末』卷五三・誅岑猛の条は、ともに「正徳初」とする。

- (29) 註(28)。

- (30) 『明世宗実録』卷四三・嘉靖三年九月甲申の条。

- (31) 嘉靖版『広西通志』卷五六・外志・夷情・正徳十三年秋八月の条、『明武宗実録』卷一七二・正徳十四年二月辛卯の条。なお龍州土官趙源の妻岑氏は猛の族女である。

- (32) 嘉靖版『広西通志』卷五六・外志・夷情・正徳十六年冬十月の条、『明世宗実録』卷二五・嘉靖二年四月甲午の条、同書卷五七・嘉靖四年十一月辛酉の条。ところで、万曆版『広西通志』卷三一・外夷志・右江土官・田州・正徳十六年の条に、「襲泗城州。殺土官岑接。自是視中国。糧餉不供」とある。

- (33) 『明世宗実録』卷三一・嘉靖二年九月癸酉の条。

- (34) 『明史紀事本末』卷五三・誅岑猛の条。

- (35) 『明世宗実録』卷七二・嘉靖六年正月乙卯の条。

- (36) 『炎微紀聞』卷一・岑璋の条、『統文獻通考』卷二二九・田州始末の条、『赤雅』卷下・趙臣廟の条、『広右戦功録』など 参照。

- (37) 『明世宗実録』卷五七・嘉靖四年十一月辛酉の条。

- (38) 『明世宗実録』卷七三・嘉靖六年二月己巳の条。

- (39) 註(38)。

- (40) 『炎微紀聞』卷一・岑猛の条に、『又言有自右江来者。

- (48) 復疏に「用兵十害、招撫十善」が示されている。また『明世宗実録』卷八八・嘉靖七年五月壬午の条 参照。

- (49) 註(13)。なお土巡検司については、拙稿「明代広西の土巡検司について」(『中国大陸古文化研究』第九・一〇合併号、一九八〇年) 参照。

- (50) 註(12)。

- (51) 『明史紀事本末』卷五六・誅岑猛の条。

- (52) 『明世宗実録』卷九一・嘉靖七年八月辛亥の条。

- (53) 註(50)。

- (54) 田汝成『炎微紀聞』卷一・岑猛の条末尾の論曰にみる(、魏澹『西事瑣』卷四・平田非文成本心の条にみる)らによる。

- (55) 註(47)、『明世宗実録』卷一〇六・嘉靖八年十月丙子の条、嘉靖版『広西通志』卷五六・外志・夷情・嘉靖八年秋七月の条の注に引く林富の上奏文 参照。

- (56) 『炎微紀聞』卷一・岑猛の条、万曆版『広西通志』卷三一・右江土官・田州・嘉靖十三年の条。

- (57) 張捷天氏「論改土歸流的進歩作用」(『清史論叢』第二輯、中華書局、一九八〇年) 参照。
なお参考までに明代広西における改流状況を左に示しておきたい。

布政司	南寧府	田州府	思明府	思明府	崇善州	左州	永康州	養利州	太平府	統屬府
程上思州	田州府	思明府	上石西州	宣德年間	成化13年	成化8年	宣德3年	宣德3年	宣德3年	府州
宣德初年	弘治17年	弘治18年	弘治18年	成化15年	宣德年間	成化13年	成化8年	宣德3年	宣德3年	改流年
?	故絶	叛乱	叛乱	故絶	叛乱	争襲	叛乱	伏罪	理由	改流

（上表にみる如く、改土為流の主な理由は、思明・田州二府と同じく叛乱によるものであることを知る。なお改土為流の時期は、殆んど明代中期に集中していることがわかる。）

（本学非常勤講師）